

■ 届出事項の確認・記載方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の**在留カード、旅券（パスポート）などの提示を求め**、届け出る事項を確認してください。

なお、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、**在留カード、旅券（パスポート）または資格外活動許可書など**により、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。

また、特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）、在留資格「外交」・「公用」の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届出の必要はありません。

届出事項の記載方法

①	氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、 必ず本名 を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。
②	在留資格等	<p>在留カードの②「在留資格」または旅券（パスポート）上の上陸許可証印※¹に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合も同様に記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書※²で、それぞれ確認し、以下のいずれかを記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能 1号（介護） ●特定技能 1号（ビルクリーニング） ●特定技能 1号（工業製品製造業） ●特定技能 1号（素形材産業）※^a ●特定技能 1号（産業機械製造業）※^a ●特定技能 1号（電気・電子情報関連産業）※^a ●特定技能 1号（建設） ●特定技能 1号（造船・船用工業） ●特定技能 1号（自動車整備） ●特定技能 1号（航空） ●特定技能 1号（宿泊） ●特定技能 1号（農業） ●特定技能 1号（漁業） <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能 1号（飲食料品製造業） ●特定技能 1号（外食業） ●特定技能 1号（自動車運送業） ●特定技能 1号（鉄道） ●特定技能 1号（林業） ●特定技能 1号（木材産業） <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能 2号（ビルクリーニング） ●特定技能 2号（工業製品製造業） ●特定技能 2号（建設） ●特定技能 2号（造船・船用工業） ●特定技能 2号（自動車整備） ●特定技能 2号（航空） ●特定技能 2号（宿泊） ●特定技能 2号（農業） ●特定技能 2号（漁業） ●特定技能 2号（飲食料品製造業） ●特定技能 2号（外食業） </div> <p>※^a 在留資格「特定技能 1号（素形材産業）」「特定技能 1号（産業機械製造業）」「特定技能 1号（電気・電子情報関連産業）」のまま離職の届出を行う場合のみ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材外国人の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） <ul style="list-style-type: none"> ●特定活動（ハラル牛肉生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（本邦大学卒業生） ●特定活動（就労可） ●特定活動（その他） </div>
③	在留期間等	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付または旅券（パスポート）上の上陸許可証印※ ¹ に記載されたとおりの内容を記入してください。
④ ⑤ ⑥	生年月日 性別 国籍・地域	在留カードまたは旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。
⑦	資格外活動許可または報酬活動許可の有無	資格外活動許可を受けて就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書※ ³ または旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印※ ⁴ 等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。 <p>※「被監理者」「仮滞在許可者」の場合は報酬活動許可を受けているかご確認ください。</p>
⑧	在留カード番号	在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記入してください。

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）



在留カード例（裏面）



⑧ 令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出においては、**在留カード番号**の記載が必要です。

※1 上陸許可証印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



「在留カード」について

在留カードは、中長期在留者※5に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新などの在留に関する許可に伴って交付されるものです。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

出入国在留管理庁ウェブサイト上で、在留カードおよび特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号が失効していないか確認することができます。

また、在留カード等の情報が偽造・改ざんされたものでないかどうかを確認することができるアプリも無料配布されています。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等
番号失効情報照会

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



在留カード等
読取アプリケーション

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>



留意事項について

日米地位協定に基づき在留する外国人を雇用した場合の外国人雇用状況の届出の記載方法については、管轄のハローワークにご相談ください。

その他、外国人雇用状況の届出に当たり、確認方法や記載方法についてご不明な点がありましたら、管轄のハローワークまでお問い合わせください。